

新任民生委員・児童委員研修 (2022-2024版)

主催：社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
共催：福島県民生児童委員協議会

DVD企画・製作
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
福島県民生児童委員協議会

会長あいさつ

このたびは、福島県各市町村民生委員・児童委員、主任児童委員にご就任いただき、ありがとうございます。

民生委員は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」や翌年の大阪府の「方面委員制度」を源とする、百年を超える歴史と輝かしい伝統があります。

私たち福島県民は、平成23年3月の東日本大震災や台風被害、令和2年度からの新型コロナ感染拡大の影響などにより、地域住民が抱える複雑で多様化した課題に対し、常に住民の最も身近な相談相手として、見守りや支援活動を行うなど、果たすべき役割はますます重要なものとなっております。

日々の活動にあたっては無理をせず、ご自身ができることから一つずつ取り組む姿勢で始めて頂ければと思います。

各市町村の民生委員児童委員協議会の委員として、活動上の課題や悩みがあれば、地区民児協会長や各方部会長、先輩委員と相談しながら活動を実施して下さい。

また関係機関との繋ぎ役にもなって頂き、福島県民誰もが笑顔で住み慣れた地域で安全で安心して住める地域社会にするため、皆様のお力添えを頂きながら、地域に根差した思いやりを広げて行きたいと思いますので、ご協力をお願い致します。

今後の皆さまのご活躍とご健康をお祈りし、挨拶といたします。

福島県民生児童委員協議会

会長 篠原 清美

【目次】

- ① 研修DVDプログラム
- ② 資料1 ～福島県社会福祉協議会～
- ③ 資料2 ～福島県社会福祉課～

研修DVDプログラム

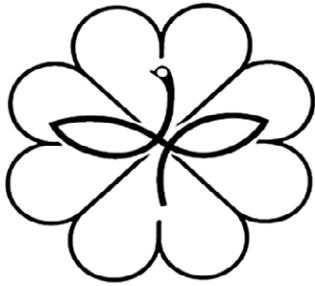
チャプター No	科 目 等		講 師
1	会長あいさつ		福島県民生児童委員協議会 会長 篠原 清美
2	1	講義①【第1部】 「民生委員・児童委員の 基本的役割と活動」	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 事務局長 関 靖男
	2	講義①【第2部】 「民生委員・児童委員の 基本的役割と活動」	
3	講義② 「民生委員・児童委員を取り巻く状況」		福島県保健福祉部社会福祉課 総括主幹 長谷川 勝則氏
4	1	事例発表① 県北 福島市民生児童委員協議会	会長 安部 正夫
	2	事例発表② 県中 郡山市民生児童委員協議会連合会	会長 山崎 久夫
	3	事例発表③ 県南 白河市民生児童委員連絡協議会	会長 和知 延
	4	事例発表④ 会津 会津若松市民生児童委員協議会	会長 小田切 秀夫
	5	事例発表⑤ 相双 相馬市民生児童委員協議会	会長 建藤 洋悦
	6	事例発表⑥ 福島県民生児童委員協議会 主任児童委員活動研究委員会	委員長 古関 久美子

資料 1

「民生委員・児童委員の 基本的役割と活動」

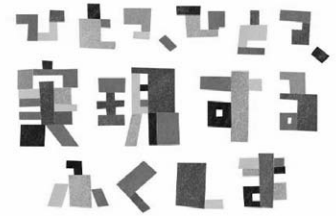
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
事務局長 関 靖男

令和4年度 新任民生委員・児童委員研修会



民生委員・児童委員のマーク

現在のマークは1960(昭和35)年に公募で選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



社会福祉法人福島県社会福祉協議会
事務局長 関 靖男 (社会福祉士)
 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
 (福島県総合社会福祉センター内)
 TEL024-522-6543 FAX024-522-6546
 E-mail minkyo@fukushimakenshakyo.or.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



構成

(第1部)

1. 民生委員・児童委員活動の概要
2. 民生委員・児童委員活動の基本的事項
3. 相談・支援活動のポイント
4. 民生委員・児童委員と主任児童委員の連携等
5. 生活福祉貸付事業概要と民生委員の役割
6. 負担あるいは疑問を感じる業務への対応
7. 個人情報取り扱い
8. 活動や支援を必要とする人についての記録と報告
9. 関係機関・団体との連携
10. 委員活動に対する補償制度

(第2部)

11. 災害に備えた取組み
12. 地域共生社会と民生委員・児童委員、民児協
13. 福島県版活動強化方策2021

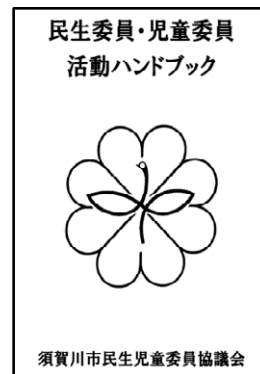
参考資料



2022年版新任民生委員・児童委員活動の手引き (全民児連)

民生委員・児童委員活動ハンドブック (須賀川市民児協)

主任児童委員活動ハンドブック (福島県民児協)



民生委員児童委員信条

- 一. わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一. わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一. わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一. わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一. わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章

- われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。
- ・児童は、人として尊ばれる。
 - ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
 - ・児童は、よい環境のなかで育てられる。

3

(第1部)

1. 民生委員・児童委員活動(概要)

1. 民生委員・児童委員とは

- ① 民生委員制度は、2017(平成29)年に創設100周年を迎えた歴史ある制度です。
- ② 民生委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱されます。
- ③ 民生委員は「非常勤の特別職の地方公務員」とされます。
- ④ 民生委員は児童委員を兼ねています(児童福祉法第16条)。
- ⑤ 子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名されます(児童福祉法第16条)
- ⑥ 民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)は無報酬のボランティアとして活動しているもので、任期は3年です(再任可)。
- ⑦ 全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。
- ⑧ 民生委員・児童委員の定数は、市町村ごとに世帯数に応じて決定され、それぞれの委員が一定の地域(区域)を担当します。

3. 民生委員児童委員協議会(民児協)

- ① 民生委員法第20条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会(民児協)」が一定区域ごとに設置されています(法定単位民児協)。
- ② より広域(市・区、都道府県、指定都市、全国)でもその連合組織が設置されています。

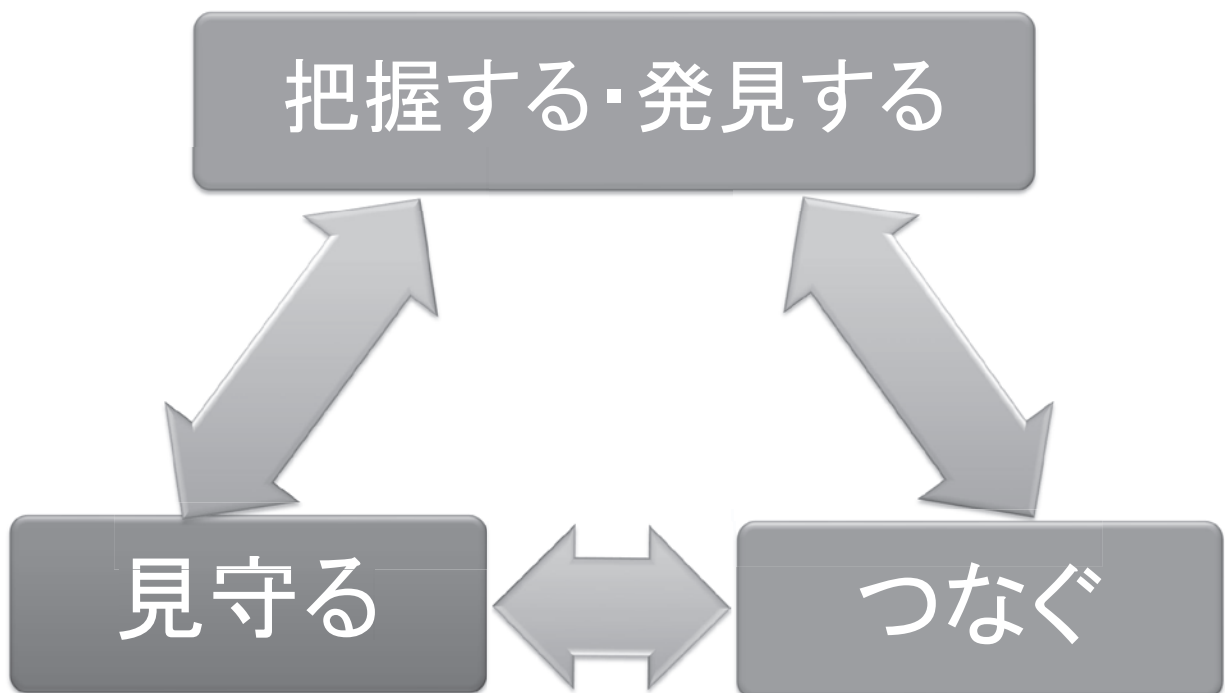
4

2. 民生委員・児童委員の役割・職務

- ① 民生委員は「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められています(民生委員法第1条)。
- ② 民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」です。地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関や福祉サービスの情報等を提供したり、そのような機関につなぐなどにより、住民自らが課題を解決するための支援を行います。
- ③ 民生委員・児童委員には守秘義務があり(民生委員法第15条)、住民の立場に立って住民との信頼関係のもとに活動しています。
- ④ 民生委員法第14条では、民生委員の職務として次のような活動をあげています。
 - ア. 住民の生活状態を適切に把握する。
 - イ. 援助を必要とする人に相談や助言、援助を行う。
 - ウ. 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行う。
 - エ. 関係行政機関の業務に協力する。
 - オ. 社会福祉事業や活動への支援、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- ⑤ 児童福祉法第17条では、児童委員の職務として、児童および妊産婦についての④の活動に加え、児童健全育成に関する気運の醸成に努めることをあげています。
- ⑥ 主任児童委員の職務は、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力を行うこととされており、区域担当の民生委員・児童委員と連携して活動しています。

5

基本的・日常的な民生委員・児童委員活動



6

2. 民生委員・児童委員活動の基本的事項

1. 委員制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」に始まり、翌大正7年の大阪府による「方面委員制度」の発足、昭和11年の方面委員令の公布により、全国的な制度として広まりました。その後、昭和23年には民生委員法が制定され、現在の制度の基盤が作られました。なお、民生委員は児童福祉法に基づき、児童委員を兼ねています。

さらに、少子化や家庭環境の変化等に対応するため、区域担当の児童委員とは別に児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員も平成6年から配置されています。

平成29年に済世顧問制度の創設から100周年を迎えた歴史のある制度です。

2. 委員の候補者と選考方法

地域住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある等の要件を満たす人が民生委員・児童委員に選ばれる候補者となります。

3. 委員の身分と条件

(1) 委員の身分

特別職の地方公務員(非常勤)

(2) 委員の活動費

活動するために必要な交通費・通信費などとして、活動費が支給されます。

詳しくは、各市町村行政の民生委員担当部署へ確認願います。

(3) 委員の任期

3年(再任可能。なお、補欠の委員の任期については前任者の残任期間になります。)

4. 委員数と活動組織

- ① 委員数は、市町村ごとに定数が決められています。具体的な人数は各市町村行政の民生委員担当部署へ確認願います。
- ② 民生委員法第20条の規定に基づいて、それぞれ一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」(略称:単位民児協)に各委員が所属しています。
- ③ 単位民児協では、月1回の「定例会(名称は様々)」が開催され、活動上の悩みや困難な課題を抱える世帯への支援方法等についての相談協議、行政や社協等関係機関からの協力依頼、福祉関係制度や必要な情報を研修する学習の場として、個々の委員活動を支える重要な役割を果たしています。
- ④ 福島県内には226の単位民児協があり、町村にはそれぞれ1つ(46単位民児協)、市には市内を複数の区域に分けてそれぞれに単位民児協があります。
- ⑤ 民児協の組織は、より広域(市、郡、都道府県、全国)の各段階にも連合組織が設置されています。福島県では、市町村民児協の連合組織として「福島県民生児童委員協議会」(事務局:福島県社会福祉協議会)が設置されており、各単位(市町村)民児協が抱える活動上の検討課題や情報交換、委員活動に必要な研修の開催、委員活動の理解促進のための啓発事業等を行っています。
- ⑥ 全国組織である「全国民生委員児童委員連合会」(事務局:全国社会福祉協議会)においても、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から18日までを活動強化週間と定め、全国の民生委員・児童委員が一斉にPR活動を展開するなど、委員活動の充実につながる取組みを推進しています。

民生委員・児童委員の配置基準（民生委員・児童委員 1 人当たり）

※国が示す参酌基準



220～440 世帯ごと
東京都区部・指定都市



170～360 世帯ごと
中核市・人口 10 万人以上の市



120～280 世帯ごと
人口 10 万人未満の市



70～200 世帯ごと
町村

主任児童委員の配置基準

民生委員・児童委員定数
39 人以下の民児協

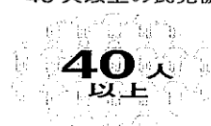


39 人
以下



主任児童委員 2 人

民生委員・児童委員定数
40 人以上の民児協



40 人
以上



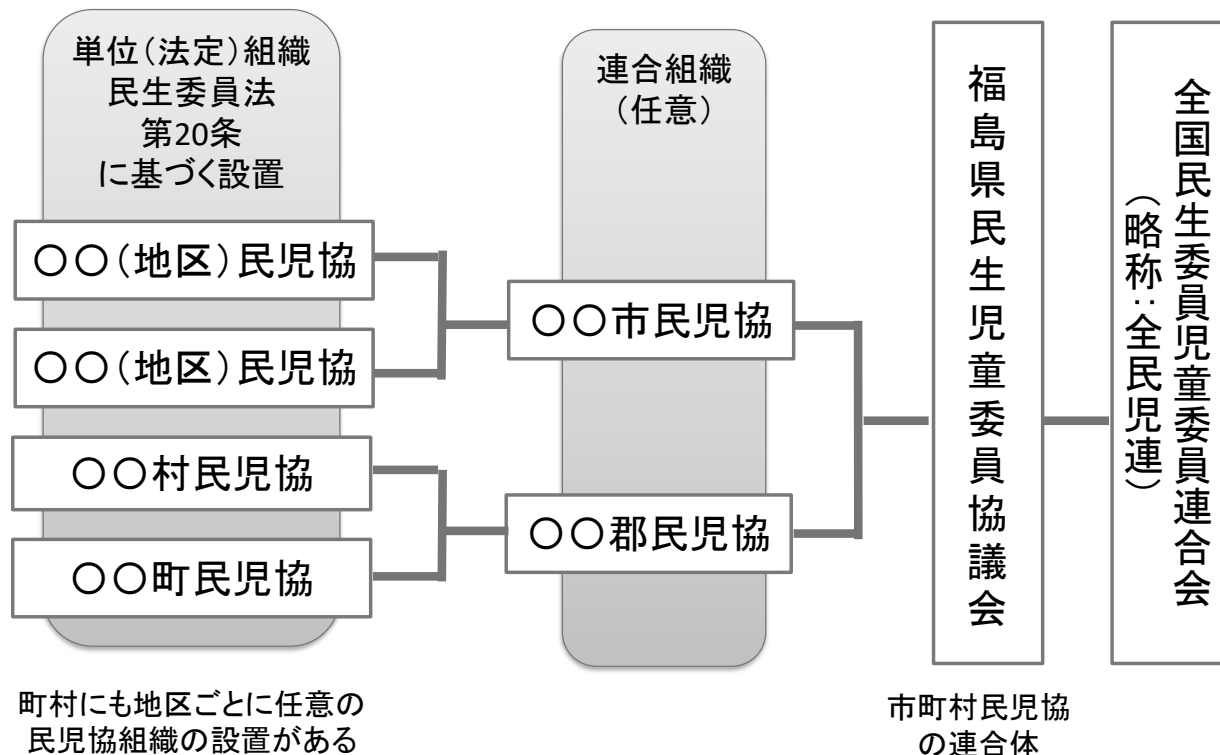
主任児童委員 3 人

*これらの基準は平成 26 年 4 月より参酌基準となっています

民生委員・児童委員、主任児童委員数（一斉改選時定数）の推移 (単位:人)

年次	福島県		
	民生委員・児童委員	主任児童委員	計
2010(平成22)年	4,292	473	4,765
2019(令和元)年	4,366	474	4,840
2022(令和4)年	4,379	474	4,853

民生委員児童委員協議会（民児協）の構成図



5. 委員の職務

【民生委員の職務】

民生委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされており、民生委員法第14条により、次の職務を行うこととされています。

(1) 生活実態の把握

担当地区内の実情を把握することによって住民に対して適切な相談・援助を行うことができます。そのため、日頃から住民の生活状態を把握するとともに、援助を必要とする人の情報を収集するなどして、緊急の場合に備えます。

なお、実態の把握に当たっては、個人の人権尊重と個人情報保護の観点からプライバシーを侵害することのないよう配慮して活動します。

(2) 相談・援助活動

援助を必要とされる方が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言及びその他の援助を行います。

(3) 福祉サービスの利用援助

サービス利用希望者が、その内容について理解し、事業者等を選択できるようにするための情報提供を行います。

(4) 社会福祉事業の経営者、福祉活動を行う者との連携・支援

民生委員法は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること」と規定しています。そのため、日頃からこれらの事業者や福祉活動を行う者に関する情報を把握し、三者間(民生委員・福祉施設等・ボランティア等)の連携や支援体制を構築するよう努力します。

(5) 行政機関業務への協力

市町村行政機関をはじめ学校、児童相談所等、それぞれの機関が行う社会福祉に関する業務への協力がその職務となっています。

(6) 住民の福祉を推進するための活動

地域福祉の担い手として、ボランティア活動の推進や地域の福祉課題に対して住民の理解を求める活動など、地域福祉の推進を図る活動を行います。

【児童委員の職務】

児童委員は、児童福祉法第17条で次のように規定されています。

- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握すること。
- (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (4) 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- (6) その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

児童及び妊産婦についての民生委員の職務の内容に加え、「児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること」をあげています。

【主任児童委員の職務】

主任児童委員は、児童福祉法第17条で次のように規定されています。

- (1) 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと。
- (2) 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと。

民生委員・児童委員活動の基本

地域住民との信頼関係に基づく活動、そして民生委員・児童委員に対する社会的な信頼の基礎となるものとして、民生委員・児童委員として守るべき「3つの基本姿勢」と「3つの基本的性格」、そして「活動の3原則」があります。

基本姿勢

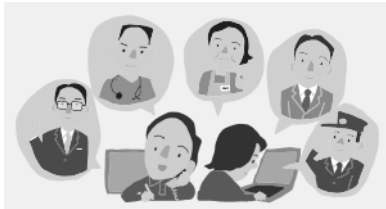
社会奉仕の精神	社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
基本的人権の尊重	民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いとはなりません。
政党、政治的目的への地位利用の禁止	職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはなりません。

基本的性格

自主性	常に住民の立場に立ち、地域ボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。
奉仕性	誠意をもち、地域住民と連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。
地域性	一定の地域社会(担当区域)を基盤として、適切な活動を行います。

活動の原則

住民性の原則	自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。
継続性の原則	福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。
包括・総合性の原則	個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。



民生委員・児童委員の活動は、その内容により次の「7つのはたらき」に整理されます。

7つのはたらき

①社会調査	住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するアンテナ的な役割。
②相談	住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身に相談に乗る。
③情報提供	社会福祉の情報やサービスについて、その内容や情報の収集に努め、これを的確に住民に提供し、住民が必要に応じて活用できるよう働きかける。
④連絡通報	必要に応じて住民の持つ問題点を関係行政機関等、施設、団体等に連絡し、対応を促すパイプの役割を努めます。
⑤調整	住民の福祉需要に対応し、適切にサービスが提供されるように支援する。
⑥生活支援	住民の相談に応じた必要な生活支援(※)を行うとともに、必要に応じて関係機関、近隣住民などと支援を必要とする人(世帯)の援助のための支援体制づくりに努める。(※ホームヘルパーのような業務を行うことではない。)
⑦意見具申	活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関などに意見を提起する。

<p>①定例会への出席</p>	<p>毎月1回開催される単位民児協定例会は、活動上の悩みを相談したり、他の委員からアドバイスを受けたり、多岐にわたる様々な福祉制度やサービスについて説明を受けたりと民生児童委員活動には欠かすことのできない重要な会議です。</p> <p>また、対応に困った事例などについて委員全員で共有し、課題解決に向けた方策について意見交換するなど事例検討を通じたスキルアップも図ることができます。全員で話し合いを重ねることでチームとしての対応力を高めるなど、個々の委員活動を支える組織としての役割も果たしています。</p>
<p>②担当地区内の見守り・声かけ訪問</p>	<p>担当地区内の一人暮らしの高齢者宅等への定期的な訪問は、実態把握に努める民生委員・児童委員の活動の基本です。無理のない範囲で訪問の頻度を各自で定め、訪問活動の取り組みをお願いします。</p>
<p>③相談援助</p>	<p>民生委員・児童委員は地域の身近な相談者として、隣人愛を持って相談に対応することが大切です。相談者の置かれている立場や境遇に理解を示し、相手の気持ちに寄り添いながら相談にのってください。そして、早めに適切な相談機関へつないでいくことが求められます。</p> <p>民生委員・児童委員は、地域住民と様々な相談支援機関とのつなぎ役として、地域の課題や問題の早期発見に大きな役割を果たしています。</p>

<p>④研修会等への参加</p>	<p>民生委員・児童委員を対象とした研修会へは積極的に参加し、資質向上に努めることが求められます。</p> <p>○1年間に開催される主な研修会 【福島県民生児童委員協議会主催による研修会(例)】 ・会長研修(対象:単位民児協会長、副会長) ・新任会長研修(対象:一斉改選後新たに会長になられた委員) ・中堅委員研修(対象:概ね2期目程度の民生委員・児童委員) ・新任委員研修(対象:一斉改選後新たに委嘱された民生委員・児童委員) ・主任児童委員研修(対象:主任児童委員) 【市町村民生児童委員協議会主催による研修会】 ※各市町村民児協事務局へご確認願います。</p>
<p>⑤活動記録の記載と提出</p>	<p>民生委員・児童委員の活動は、1か月ごとに活動記録(毎年冊子が配布されます。)に記入をお願いします。記入した記録票は、翌月に定例会や窓口で提出します。記入の仕方がわからない場合は、先輩委員や事務局にお聞きください。</p>
<p>⑥その他</p>	<p>このほか、行政や関係機関等から年間さまざまな講演会や研修会への参加要請があります。定例会等を通じて周知されますので、都合のつく場合は無理のない範囲で参加願います。</p>

民生委員・児童委員の活動は、住民の立場に立って住民との信頼関係のもとに相談にあたるのが基本です。身近な相談相手となり、困りごとがある人たちが自ら課題を解決する糸口を見つけることができるよう支援し、適切な専門機関につなげる関わりが大切です。

1. きっかけづくり～支援が必要と思われる人との初めての出会い

①きっかけをつくる

- ・チラシなどをもって民生委員・児童委員のことや地域の情報を紹介する姿勢でさりげなく接する。

②次につながる自然な会話を

- ・安心感を与えるような表情や話題で落ち着いた雰囲気をつくる。
- ・「またお会いしましょう」と次につながる挨拶で会話を終える。

③つながりづくり～信頼関係を築く～

- ・相手の話をゆっくりと聴いて、あせらず時間をかけて信頼関係を築く。
- ・訪問する際は、メモや短い手紙、電話などで予め約束を。

2. 相手の立場に立つ～自分の経験で相手を判断しない

(状況把握と相談者の意思の尊重)～

①相談者の状況の把握と配慮

- ・ひと呼吸おいて相手の立場に立って考える。
- ・話を聴くときは「時・場所・場合」が適切か確認。

②相談者が本当に望んでいることの推察

- ・先入観を持たずに何に困っているのか、何を望んでいるのかを聴く。
- ・相手の自尊心を傷つけない言動を意識。

③複数の情報を提供し本人が選択する

- ・どのサービスを利用するかを決めるのは本人です。
- ・複数の情報から、相手の立場を理解し意思を確認する姿勢。

3. 思いを受け止める

～複雑な心情をくみ取り、受け止め、適切な支援につなげる～

①相談者の伝えたい思いを受け止める

- ・思い込みをせず、相手の話を傾聴し受け止めることが基本。
- ・相手の話の傾聴から、受け止めている姿勢(うなずく、あいづちをうつ)、感情の理解(くりかえす、要約する)の表現で伝える。

②周りの人からも話を聴き、個々の価値観を尊重する

- ・これまでの生活や価値観を尊重しながら、家族や地域から孤立しないサポートが重要。
- ・民生委員・児童委員としての立場や情報収集の目的を明確に伝えて理解を得る。

③本当のニーズを把握し、支援につなげる

- ・集めた情報や本人の話の傾聴から、ニーズや気持ちを想像し、本人に確認したうえで各種情報の提供や必要ならば支援につなげる。

④他の委員と相談し、チームで対応する

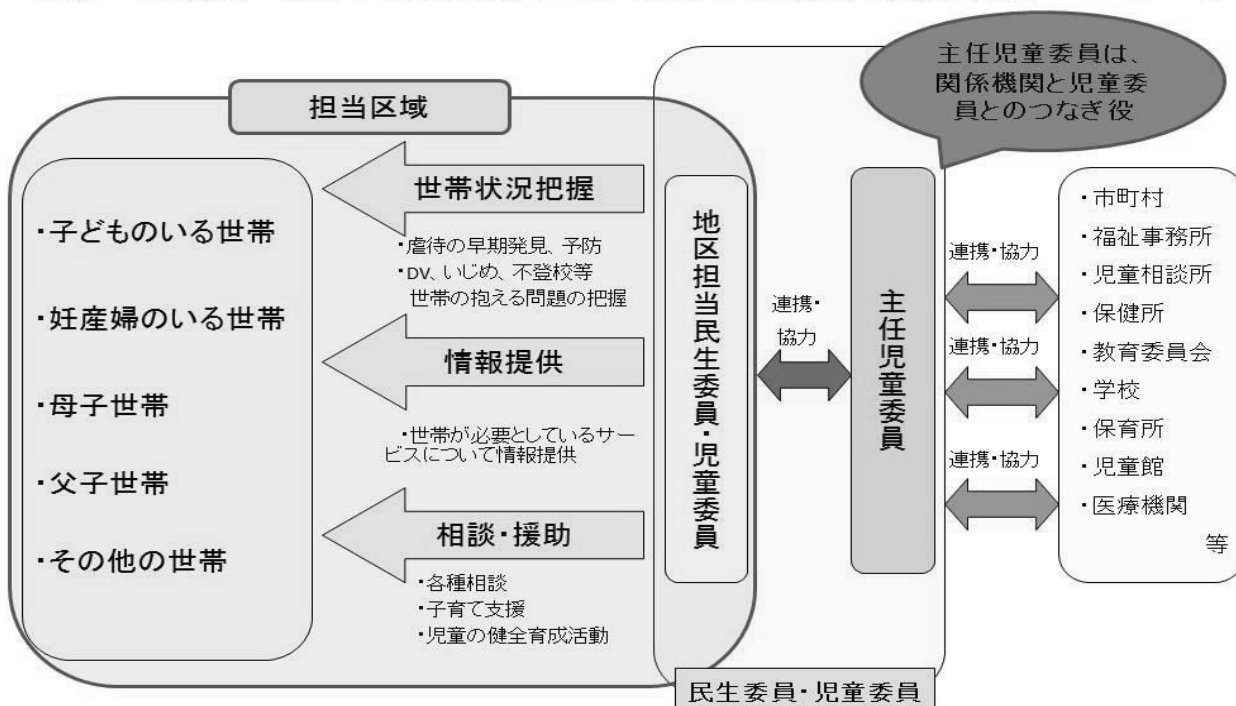
- ・複雑な課題には、民生委員・児童委員ひとりで抱え込まず、地区民児協等チームで対応。

ひとり暮らし・ひとり親世帯宅への訪問にはより細やかな配慮を！

- 民生委員・児童委員の訪問を受けることを、周囲から特別なことと見られるのではないかと不安に感じる人がいるかもしれません。
- 訪問先や地域の状況によっては工夫や配慮が大切です。
- 相手が異性であれば相手と同性の委員とともに訪問し、警戒心をやわらげましょう。

- 児童福祉法の規定により、民生委員は児童委員を兼ねているため、児童虐待、非行、いじめ、不登校など問題を抱えた子育て家庭の相談・援助活動を行うことも大切な役割です。そうした児童委員への期待の高まりを背景に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する『主任児童委員』が平成6年1月に制度化されました。
- 近年、児童を取り巻く生活環境はますます複雑かつ多様化しており、特に地域での母子保健活動や児童健全育成事業における担当地区民生委員・児童委員と主任児童委員の連携は非常に重要になっています。
- 内容によっては、民生委員・児童委員と主任児童委員と一緒に支援が必要な子育て家庭へ訪問することもあるため、日頃から児童等に対する施策や専門機関が果たす役割を知り担当地区内の実情を把握するとともに、問題の早期発見・早期対応ができるよう心がけておく必要があります。
- 定例会において、主任児童委員から関係機関等との情報交換の様子などを聞く時間を設けるなど、児童委員としての活動に対する認識を高めていくことが大切です。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について





5. 生活福祉資金貸付事業概要と民生委員の役割

1. 生活福祉資金貸付制度の沿革

本貸付制度は、戦後まもなく貧困世帯の「防貧」「自立更生」を図るため、全国の民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が取り組んだ「世帯更生運動」が原点となり、昭和30年に「世帯更生資金貸付制度」として創設されました。その後、時代のニーズに合わせて資金種類の充実が図られ、平成2年に名称が「生活福祉資金貸付制度」になり、平成21年度にはリーマンショック後の雇用状況に対応するため制度全体の見直しが図られ、現在に至ります。

本制度は、実施主体が都道府県社会福祉協議会、相談窓口は市町村社会福祉協議会となっています。

2. 民生委員としての活動について

① 困っている世帯を社協に教えてください。

困りごとは、さまざまな要因が関係した結果であることも多く、生活福祉金を貸すだけでは困りごとが解消しないことも多くあります。民生委員の活動を通して生活に困っている世帯を発見した場合は、地元の社協に教えてください。社協として相談を受け止め、生活福祉資金や他の制度との連携により困りごとの解消につなげます。

② 見守ってください。

生活に困っている世帯が困りごとを解消するまでには時間がかかり、またその間に新たな困りごとが出てくることもあります。そのため、民生委員には困りごとがある世帯の、その後の様子を見守っていただければと思います。見守りのなかで、新たな困りごとの相談などがあつた場合は、社協に教えてください。見守りのなかで、貸付の返済について相談された場合は、社協に教えてください。返済の督促は社協が行います。督促を民生委員にお願いすることはありません。

よくある
質問

Q 民生委員の関わりがないと貸付を利用することはできませんか？

A 福祉費・教育支援資金については、貸付の審査時に民生委員からの調査書（意見書）が必要とされています。
また、その他の資金においても民生委員による地域の見守り活動のなかで、借受人の状況を確認いただく等の協力をお願いすることがあります。

Q 新たに民生委員になった時点では、面識がない世帯への訪問に抵抗感があります。

A 民生委員活動の原則に「継続性の原則」があります。これは、福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要であり、民生委員の交代があった場合でも、活動は引き継がれ、継続した対応を行うというものです。
しかし、民生委員が借受世帯の状況確認等を行う場合、特に面識がない場合は、何の用件もなく借受世帯を訪問することは難しいかもしれません。そこで貸付制度の関係書類を届ける等の機会を活用して、借受世帯との関係づくりをしていただくことが考えられます。また、引継ぎの際に先輩の委員や社協の担当者と一緒に世帯を訪問することも有効です。

6. 負担あるいは疑問を感じる業務への対応 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

- 民生委員・児童委員は、それぞれの地域で様々な生活相談に応じていますが、なかには業務の範囲を超えた依頼が寄せられることがあります。特に近年は、近くの親族などの援助が期待できないため、委員個人へ直接的な援助を求める方が増えてきています。
- しかし、次のような依頼は委員の業務として直接対応することではありません。また、万一事件や事故に巻き込まれた場合、補償の対象にならない場合があります。
- 相談を受けた際は、後日のトラブルを避けるため、次の表を参考に適切に対応してください。
- なお、次の表の「依頼事項」、「民生委員・児童委員としての基本姿勢」、「相談先またはサービス提供先」は、あくまで参考・例示です。
- 新任委員のみならず各委員が同様の対応となるよう、各市町村民児協定例会において、ほかにも依頼事項がないか出し合いながら「基本姿勢」「相談先」等を事務局に確認するなどして共通認識を行ったうえで対応してください。

依頼事項	民生委員・児童委員としての基本姿勢 (例示)	相談先またはサービス提供先 (例示)
病院への付き添い、送迎	移送は委員業務ではありません。タクシーか公共交通機関の利用を勧めます。(送迎支援を行う社協や福祉施設があるので社協へ確認願います)	〇〇(市町村)社会福祉協議会 ☎ —
買い物の付き添い、送迎		
金銭の借用依頼、借金の保証人の依頼	民生委員であることをもってお金の貸し借り、保証人になることは適切ではありません。社会福祉協議会の貸付相談を紹介し、相談に行くよう進めてください。	〇〇(市町村)社会福祉協議会 ☎ —

依頼事項	民生委員・児童委員としての基本姿勢 (例示)	相談先またはサービス提供先(例 示)
家庭内の不和や もめごとの仲裁	相談内容を聞いた後、当事者で解決できる よう、社会福祉協議会や市の福祉総合相談 又は無料法律相談を紹介します。	【福祉総合相談】 〇〇(市町村) 〇〇課 平日:〇〇時~〇〇時 ☎ —
土地の境界の 問題		
隣近所とのもめご との仲裁	相談内容を聞いた後、当事者で解決できる よう、福祉総合相談又は無料法律相談を紹介 します。内容によっては、町内会長や区 長へ相談するようにすすめることも検討しま す。	【無料法律相談】 〇〇(市町村)社会福祉協議会 月〇回(〇曜日) ☎ —
生活困窮者への 食事の差し入れ、 提供	食事の差し入れなどをする事は本来の業 務ではありません。社会福祉協議会の 「フードバンク」を紹介します。	〇〇(市町村)社会福祉協議会 ☎ —
預金の引き出し 依頼	委員の業務ではありません。本人だけで金 銭管理が難しい場合などは、福祉サービ スの利用をすすめます。	〇〇(市町村)社会福祉協議会の 日常生活自立支援事業 (認知症等で単独での金銭管理が 困難な場合) ☎ —

依頼事項	民生委員・児童委員としての基本姿勢 (例示)	相談先またはサービス提供先(例 示)
一人暮らし高齢者 の入院時のお世 話(病院から頼ま れる)	親族へ連絡するよう病院へ伝えます。 本人の状況に応じて、地域包括支援セン ターへ連絡します。	【〇〇方部】 〇〇地域包括支援センター ☎ — 【〇〇方部】 〇〇地域包括支援センター ☎ —
ひとり暮らし高齢 者宅の草刈り	家事援助を行うことは委員本来の業務では ありません。 このような依頼がある背景には、地域内で 孤立している場合がありますので、社会福 祉協議会への相談を促します。	〇〇市町村社会福祉協議会 ☎ —
電球の取り換えや 軽易な家屋内の 修繕依頼	孤立する人のいない助け合いの地域づくり を社会福祉協議会と協働しながら行うことも 委員の役割です。	

表中の内容は、これまでの委員活動を通じて寄せられた意見などをもとに一例として記載しています。
このほか、地域住民の方々から依頼される事項で、業務の範囲を超えていると感じること、対応に困るような事
案についてはお気軽に事務局までお問い合わせください。

- 民生委員・児童委員は、活動を通じて地域住民の様々な情報を把握する立場にあります。このため、民生委員法第15条により、守秘義務が課せられています。
- 職務上知り得た情報については厳重に管理し、相談者との信頼関係を損なわないよう、個人情報の取り扱いに十分配慮しましょう。

(1) 個人情報の定義

一般的に、相談者の家庭内の状況等はもちろんのこと、氏名、住所、年齢、性別、電話番号など特定の個人を識別できるもの全てが含まれます。

(2) 個人情報を受け取る時

住民から相談を受けると、多くの場合市や関係機関等へ相談内容を伝えることとなります。このため、「問題を解決するために、関係先へ相談者の個人情報を提供する」ことについて、あらかじめ相談者の同意を得ておきましょう。

具体的には、「今日伺った内容を〇〇へ伝えて良いですか？」と相談内容からあらかじめ想定される支援機関を列挙し、個人情報の提供について、支援の開始段階から了承を得ておきます。当初想定していなかった事が出てきた場合には、改めて本人の同意を取ります。

また、行政・社協や関係機関から情報が寄せられた場合には、その情報の取り扱いについてよく確認しましょう。場合によっては、他への情報提供をしないでほしい、書類は後日回収するといったことがありますので注意が必要です。

29

(3) 個人情報を伝える時

民生委員・児童委員が相談者等の個人情報を第三者へ伝えるには、次の2つの条件が必要です。①相談者等への相談・援助のために必要であること。②本人が同意していること。

本人の同意を確認していないときは、改めて本人へ説明し、同意を得てから伝えます。

なお、個人情報を伝えるときには、世帯の秘密が確実に守られる状況であることを確認し、秘密保持を徹底するように伝えましょう。また、守秘義務のない地域住民に伝える場合は、上記の①、②の条件を満たしたうえで、必要最小限の内容とするのが原則です。

(4) 日常的な情報管理

民生委員・児童委員は個人情報の書かれた資料を多く保有しています。こうした資料は、持ち歩かないことが大切です。自宅での保管場所を決める、資料入手先から返却を求められた場合は返却する、不要となった情報は適切に破棄するといった配慮も必要です。任期終了後、後任の方へ引き継ぐ際にも、取り扱いの注意点をあわせて伝えるとともに、同様の配慮が必要となります。

万一紛失してしまった場合は、速やかに事務局に連絡し今後の対応を仰いでください。

(5) 緊急時の情報提供

個人の生命、財産等の保護のために緊急かつやむを得ない場合には、本人の同意がなくても第三者への情報提供を行うことができます。また、虐待の通告や警察への捜査協力なども法令に定めがある場合にも情報提供に協力します。

30

支援を必要とする人びとの相談にのり、必要なサービスの提供につなぐためにも、記録は民生委員・児童委員活動上、重要な意味をもっています。

守秘義務の観点からも、民生委員・児童委員は情報の管理・記録の取り扱いに細心の注意をはらうことが大切です。社会的にも個人情報保護に関する意識は高まっています。

① 活動記録

民生委員・児童委員は厚生労働大臣に委嘱され活動をしていますので、日々の活動内容を記録し国に報告することは、民生委員・児童委員の責務といえます。日々の活動内容を記録するために用意されているのが「活動記録」です。

ア. 全員が同様式で記録

- ・毎年度、すべての民生委員・児童委員に統一様式の「活動記録」(冊子)が配布されます。
- ・各委員は日々の活動を記録し、月ごとにその件数等を集計して単位民児協会長に提出します。
⇒行政を通じて国に報告。

イ. 全国的な集計結果を厚生労働省が公表

- ・個々の委員が記入、提出したものを集計し厚生労働省が「福祉行政報告例」で公表します。
- 国民の福祉課題の動向を示すもので、各福祉施策の企画・立案の基礎資料として活用されます。

ウ. 個人が特定されないよう留意

- ・活動記録には、活動概要や活動メモ欄があります。
- ・相談・支援にあたった住民の情報を書き込むことができますが、第三者に住民が特定されないように記入し、紛失しないよう管理することが大切です。

② 福祉票・児童票等

ア. 福祉票は、相談や協力依頼を受け、支援を必要とする個人や世帯の状況、相談・支援の過程などを記録し、適切な相談・支援活動と継続した支援の展開を目的に作成します。

イ. 児童票は、厚生労働省が示す「児童委員の活動要領」により児童委員として記録する。

③ 状況報告

民生委員・児童委員が住民の生活状況の改善や維持のために必要な支援として、また行政への協力の一環として行ってきた活動に、「証明事務」と表現される活動があります。

民生委員法上、職務として明確に規定されているものではなく、民生委員・児童委員として確認できる範囲内での世帯状況等の把握結果を、任意または定型的な書類で報告し依頼に応えるものです。

しかし、証明という言葉が唯一の証拠となる書類という誤解を与えかねないことや、証明内容が福祉の領域を超えるものにまで拡大してきていることが課題となっています。

全民児連はこうした活動を「状況報告」と表現することとし、平成14年5月に「証明事務の基本的な取り扱いについてガイドライン」を示しています。

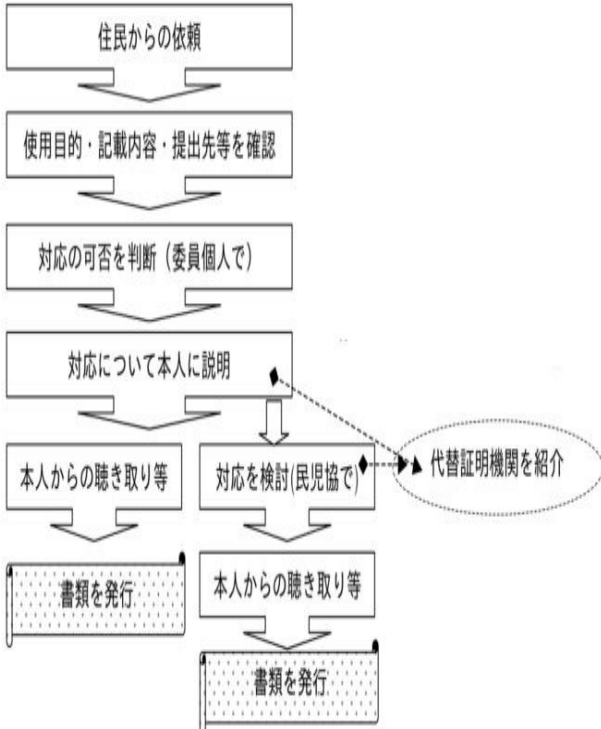
ア. 対応するもの（前提条件）福祉サービスの利用等を目的とするもの

- ・法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力が規定
- ・公的機関の証明を補充する確認等

イ. 対応しないもの

- ・状況確認ができない(無職等)
- ・代替手段がある(無収入→住民税非課税等)
- ・法的証拠として取り扱われる
- ・裁判所の判断により「証明」される(相続放棄証明等)

書類作成の際の基本的な手順



《対応するもの》

【前提条件】福祉サービスの利用等を目的とするもの

いわゆる「証明事務」を行うことで住民の生活状況の改善や維持に対する支援となり、かつ、福祉サービスの利用等を目的とすることが、対応の大前提である。

ア) 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているもの

行政協力は民生委員・児童委員の職務である。よって、法律や施行令、通知、条令等に民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについては、その対応を行う。

イ) 「補充性」をもつものとして扱われるもの

公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるものは、対応する。

《対応しないもの》

ア) 状況確認ができないもの

住民の生活状況の改善や維持に対する支援であり、かつ、福祉サービスの利用等を目的としている場合であっても、本人や対象者と面識がなく(あるいはそれに等しく)、生活状況の確認が困難な場合や、あいまいな場合は対応しない。

イ) 代替手段のあるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、私的機関・団体等自らが事実を調査し証明書類を発行することができる場合は、対応しない。

ウ) 法的証拠として取扱われるもの

民生委員・児童委員は中立公平に住民に接する立場であることから、訴訟のなかで一方の住民側の証拠として提出されるものについては、対応しない。

また、本来裁判所の判断により「証明」されるべきもの(相続放棄証明、養子縁組証明等)は、取扱わない。

9. 関係機関・団体との連携

連携の意義と内容

①連携の意義

民生委員・児童委員の諸活動は、委員や民児協の活動で完結できるものではありません。委員活動においては、地域にあるさまざまな機関や団体等と連携し、一緒に活動することが重要です。

②関係機関や団体を知る

関係機関や団体としては、行政機関や各種制度に基づく相談援助事業、福祉や介護や保育、保健医療のサービスや施設、さらには、ボランティア団体等の民間非営利団体、自治会や町内会などの地縁組織などさまざまものがあります。自分の担当区域や単位民児協の圏域に、あるいは市町村のなかにはどのような施設や機関があるのかを知ることは大事です。

③連携の内容

生活課題のある地域住民をめぐって関係の専門機関や団体との情報共有や支援のつなぎ先として連絡調整を図ること、諸会議や研修会への参加、サロン活動や見守り活動などの地域活動への協力などを通じた地域住民やボランティアとの交流などが考えられます。

④自身の社会資源リストをつくる

自分自身の活動や支援に役立つ「社会資源リスト」をつくり、地域にどんな関係機関や団体があり、どんな関わりがあるのかを、定例会などを通じて委員間で共有することが大切です。

民生委員・児童委員活動とかかわりの深い機関・団体

① 社会福祉協議会(社協)ー地域福祉を推進する中核組織ー

社会福祉法では、社協は「地域福祉の推進」をする組織として位置づけています。住民主体を理念に地域住民や関係機関の参加によって、福祉課題、生活課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」をめざす民間非営利組織です。市区町村、都道府県、全国段階に設置され、全国的なネットワークを有する組織です。

ア. 相談支援などの個別支援

・地域住民の生活や福祉に関する相談を幅広く受け止め、関係機関や行政とともに必要な支援を行う。昭和30年ごろより民生委員活動との連携により、地域住民に身近な福祉相談活動として「心配ごと相談事業」が社協活動として広まりました。

・高齢者や障がいのある方で判断能力の不十分な方への日常的な金銭管理や福祉サービス等の契約支援(日常生活自立支援事業「あんしんサポート」)や、低所得者等への福祉的な貸付(生活福祉資金事業)の相談窓口を行っています。

イ. 福祉活動の推進などの地域支援

・地域の福祉活動やボランティア活動を支援しています。

例)一人暮らし高齢者の方への見守りやサロン活動、食事サービスなど、地域ニーズに応じた住民参加の福祉活動を推進し、地域の生活課題・福祉課題の早期発見や予防活動につなげます。



35

② 赤い羽根共同募金会～自分のまちを良くするしくみ～

毎年10月から12月に全国で行われる共同募金は、昭和22(1947)年に「国民助け合い運動」として創設され、約70年の歴史があり、赤い羽根共同募金運動としてわが国に定着しています。

社会福祉法に基づく「社会福祉事業」として、都道府県に設置された共同募金会が実施します。

民生委員・児童委員との関わりは古く、その創生期に全民児連の前身である全日本民生委員連盟が構成団体として参画し、以来、委員は運動推進協力者としての役割を果たしてきました。

戦後の混乱した社会経済状態のなかで全日本民生委員連盟が計画した「歳末同情運動」は、今日、毎年12月に各地で行われる「歳末たすけあい運動」の源であり、民児協、社協、共同募金が推進主体となっています。

各市区町村には共同募金会委員会(支会・分会)が設置されており、地域住民への福祉活動への参加や理解づくりの一環として募金活動が行われています。

募金額のうち約7割は、その市区町村の福祉課題に応えた活動を行うボランティア団体やNPO法人、社会福祉法人など民間団体に配分されます。支援を受けた団体が新たな活動を生み出し、福祉への幅広い参加を図る好循環をつくりだし新たな支え合いをつくることをめざしています。



赤い羽根
でささえあい

社会福祉法人 福島県共同募金会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111(福島県総合社会福祉センター内)
TEL(024)522-0822 FAX(024)528-1234
メールアドレス akaihane@axe.locn.ne.jp
ホームページ https://akaihane-fukushima.or.jp/

36

③ 社会福祉施設(社会福祉法人)～地域の福祉サービスの主要な担い手～

社会福祉施設は、高齢者、児童、障がいのある方、生活困窮者など社会生活を営むうえでさまざまな支援を必要としている人びとへの援助や各種サービス、訓練などを行うことを目的に設置され、制度分野ごとにさまざまな種類があります。

社会福祉法では、社会福祉法人が、制度に基づく施設運営やサービス提供だけでなく、地域の福祉課題の解決や福祉活動の推進を図るため「地域の公益的な取り組み」を行うこととされています。

近年、社協と社会福祉法人が連携し、制度だけでは解決できない生活課題や福祉課題に対応する相談支援の取組み、子ども食堂やサロンなどの居場所づくり、災害時の要援護者支援体制の構築などをすすめている事例が増えています。

民児協としても取組みに参画し、社会福祉施設との連携を図ることが大切です。



10. 委員活動に対する補償制度

民生委員・児童委員活動を安心して行っていただくために、活動中の万が一の事故等を補償する活動保険へ加入します。手続きについては、事務局が行います。

(1) 民生委員・児童委員活動保険

全国民生委員児童委員連合会が一括して保険契約を行うため、個別に加入手続きや保険料の払い込みをする必要はありません。民児協会長が認める活動において、次のような時に保険の対象になります。

- ・委員活動中にケガをしてしまった、またはさせてしまった。
- ・委員活動中に他人の物を壊してしまった。
- ・個人情報を紛失もしくは漏えいしてしまった。
- ・委員活動の対象者から家族が暴力を振るわれケガをした。
- ・委員活動の対象者に自宅の一部を壊された。他

受付件数 (福島県)	
・令和2年度	2件
・令和3年度	6件

(2) 全国民生委員互助事業および福島県民生児童委員協議会互助給付事業 民児協会長が認める活動において、次のような場合に対象になります。

- ・公務関係による死亡、傷病
- ・公務関係以外による
一般死亡、一般傷病
- ・配偶者死亡
- ・災害見舞
- ・退任慰労(全国のみ)

(公務傷害例)
支援対象者を訪問した後、凍結した駐車場で転倒、頭を強打し入院。

令和3年度(県民児協給付件数:138件)	
・公務傷害	3件
・一般死亡	12件
・一般傷病	70件 (参考:全国のみ)
・配偶者死亡	16件
・災害見舞	37件
・退任慰労	18件

東日本大震災も含め近年の自然災害では、犠牲者のうち高齢者や障がいのある方など災害時の避難に支援が必要な方の占める割合が高くなっており、防災上の大きな課題とされています。

□ 避難行動要支援者について

- 災害対策基本法では、市町村長に対し、災害の発生に備え、支援が必要と思われる高齢者や障がい者などの安否確認や災害情報の提供、避難誘導等の支援を円滑に行うため、「災害時避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けています。
- 本人の同意を得て、民生委員・児童委員、町内会・区、自主防災組織、消防署等の関係機関へ情報提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てられます。
- 民生委員・児童委員の活動としては、名簿の対象となる方々に対して定期的に声かけや見守りを行うなどの平常時の取り組みが最も大切な防災の取り組みと言えます。
- こうした取り組みを自治会や自主防災組織と連携協力しながら実施するで、支援が必要な方々への見守りネットワークづくりにもつながるとともに、住民参加による地域福祉活動が推進されます。

□ 避難所(福祉避難所含む)の確認と情報提供

- 災害時避難行動要支援者を含め民生委員・児童委員が日頃から見守りなどを行っている方の中には、災害時に自分がどこに避難したらよいかわからない方もいるため、民生委員・児童委員として避難所(福祉避難所含む)を確認し、日常的に情報を提供することも大切なことです。
- 福祉避難所は、災害時に一般の指定避難所では生活が困難な方(高齢者や障がい者など)を受け入れるため、特別な準備(物資・機材・設備・人材など)がされる避難所です。

東日本大震災では、見守り対象者の安否確認や避難支援を行っていた56名(福島県7名)もの委員が、強い使命感から避難の遅れ等により犠牲となりました。全民児連では、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援に関する指針」を策定し、確認すべき10項目(10か条)にまとめています。

災害に備える民生委員・児童委員活動 10か条
災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針(H31.3全民児連作成)より

(民生委員としての心がけ)

第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時に取り組んでおくこと)

第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決めておく

(行政と協議しておくこと)

第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

(避難生活において・復旧復興に向けて)

第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する。

災害に備える民生委員・児童委員活動10か条のポイント

□ 自分自身と家族の安全確保が最優先、率先避難を心がける

- ✓ 災害発生時は、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。
- ✓ 地域住民のひとりとして率先避難を心がけます。
- ✓ 自身の安否等を単位民児協会長や委員同士で連絡することが大切です。

□ 平時の取り組みこそが重要

- ✓ 日頃から災害対策として、住民相互に支援し合えるような体制づくりをはじめ、災害時に支援が必要な人も参加した防災訓練や避難訓練など、自治体はもとより社協や自治会、保育所や高齢者施設等の福祉施設、学校などとも平時から地域ぐるみで取り組むことが重要です。
- ✓ 委員相互の連絡体制を決めておくことも平時の取り組みとして大切です。

□ 発災後の活動は、つなぎ役を担う

- ✓ 発災後の見守り対象者等の安否確認や被災者への支援は、自治体や社協などと連携し行うことが大切です。
- ✓ 日頃の委員活動を基礎として、被災者の生活状況を把握し、支援が必要な人に必要な支援が届くようにつなぐ活動が期待されます。(水・食事・毛布等の物資が届いていない等)

見守りネットワーク

災害時に避難が困難・遅れる世帯
日常的に見守りが必要な世帯

見守りネットワーク

ひとり暮らし
高齢者
世帯

高齢者
のみの
世帯

寝たきり
障がい者等
がいる世帯

高齢者と孫
がいる
世帯

声
定
か
期
け
的

声
定
か
期
け
的

声
定
か
期
け
的

声
定
か
期
け
的

民生委員・児童委員
、主任児童委員

消防団員

見守り会議(月1回程度)

福祉委員等協力員

区長、町内会長、
役員等

ボランティア等

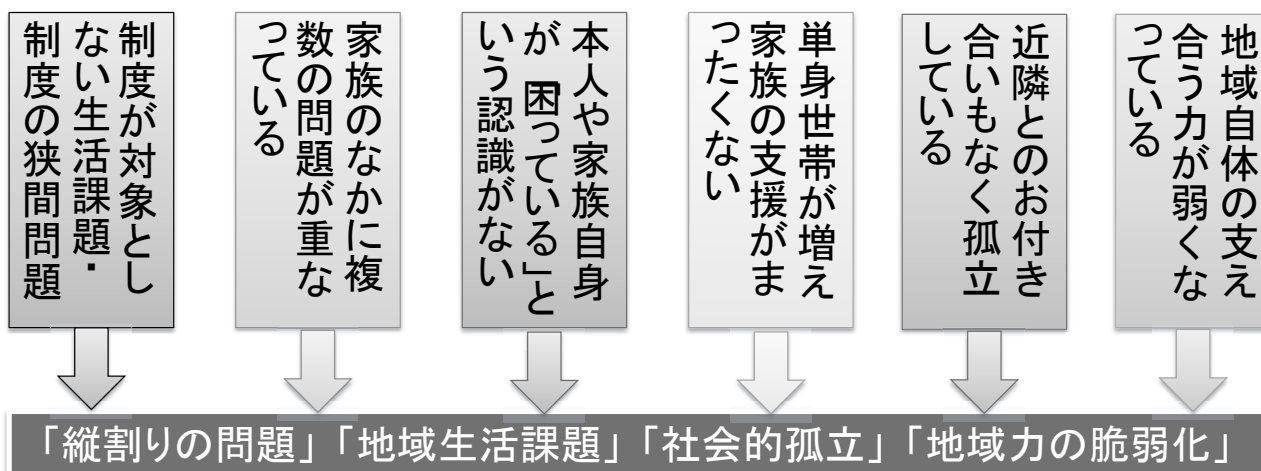
地域共生社会とは？

- 制度分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
- 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
- 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
- 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

出所：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会推進本部
『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』平成29年2月7日

43

なぜ地域共生社会が必要とされるのか①



将来を見据えて、市町村ごとに地域の中に重層的な新しいセーフティネット(安心安全なしくみ)をつくっていく必要がある。

44

なぜ地域共生社会が必要とされるのか②



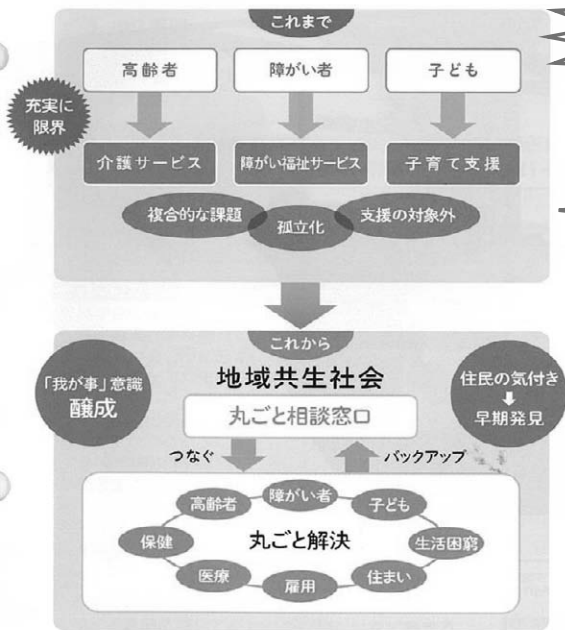
社会から孤立 → 問題が深刻化

福祉の大きな転換期



縦割りの相談から「総合相談（丸ごと相談）」へ

図1 地域共生社会とは



どこに相談に行けばいいかわからない

何を相談すればいいかわからない

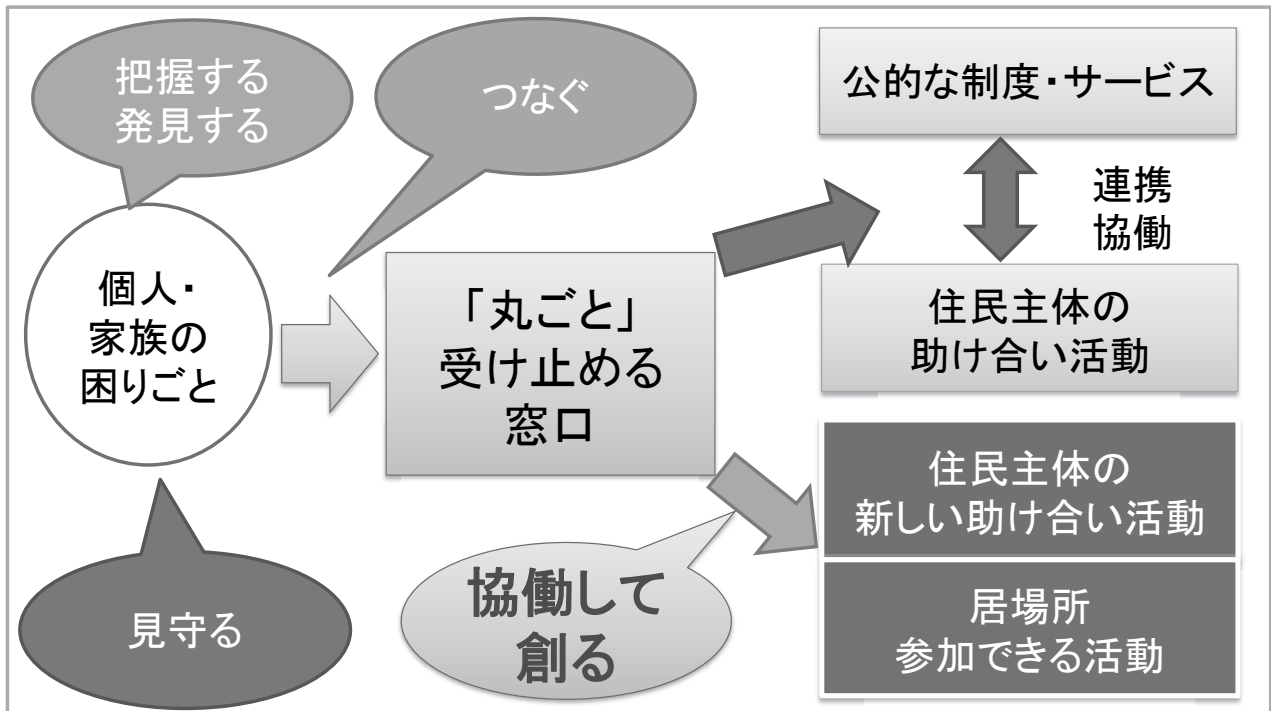
困りごとが多くて
ひとつの相談窓口だけでは解決できない

分野別の相談受付

相談を断られる たらい回し

早期対応
総合相談（まるごと相談）
多機関連携で丸ごと解決

民生委員・児童委員、民児協への期待



13. 福島県版活動強化方策2021

民生委員制度創設100周年
活動強化方策
2017(平成29)年策定
全国民生委員児童委員連合会

児童委員制度創設70周年
全国児童委員活動強化方2017
2017(平成29)年策定
全国民生委員児童委員連合会

福島県版
活動強化方策2021
2021(令和3)年策定
福島県民生児童委員協議会



「民生委員制度創設100周年活動強化方策」

- ▶ 向こう10年間の活動の重点だけでなく、より長期の視点から整理したもの。
- ▶ 全国の民生委員・児童委員が意識すべき100年間の歴史の総括、そして今日の社会状況、また福祉の動向を踏まえ、委員活動、民児協活動の重点3項目を提示。

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって、誰もが支え合える地域づくりに取り組む。

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

課題を抱えながら、「声を出せない人」「声を出さない人」を人びととの連携により早期に把握し、支援につなげる。

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

民生委員・児童委員自身が笑顔で活動できるように、民児協の機能強化により活動を支える体制を強化するとともに、新たな「担い手」確保のすそ野を広げられるよう、民生委員・児童委員制度の社会的周知を進める。

「全国児童委員活動強化推進方策2017」の概要

- ▶ 「100周年方策」には「子育てを応援する地域づくりの推進」について盛り込み、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動の重要性を挙げた。
- ▶ 「100周年方策」を補完し、児童委員活動をより積極的に推進するため策定した。

重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・ 親子が地域のなかでのつながりを実感し、頼れる相手がいる安心感をもてるようにしていく。
- ・ 「身近なおとな」「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となる。

重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・ 子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・ 率先して「子育て応援団」となり、子育て・子育てを応援する地域づくりを進める。

重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・ 課題を抱えても周囲に助けを求められない親子を早期発見し、支援につなぎ深刻化を防止する。
- ・ 日頃から「気になる家庭」について住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

重点4 児童委員制度やその活動への理解の促進

- ・ 児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくための基盤となる環境を整備する。
- ・ 民児協の機能強化、住民や関係機関等への児童委員の存在・役割の正しい理解を促進する。

49

福島県版活動強化方策2021【概要】

令和4年3月
福島県民生児童委員協議会

【計画策定の目的】

- 民生委員・児童委員一人ひとりが、地域の実情や課題を把握・整理するため。
- 単位民児協で民生委員・児童委員が互いに情報共有を行い、単位民児協における活動や課題を明確にしていくため。
- 自治会を始め地域の関係機関・団体との連携や情報共有をしていくため。

【計画の性格と位置づけ】

- これまでの民生委員・児童委員活動、民児協活動を振り返り整理し、継続して行うことや今後必要な活動を展開するためのもの。
- 新たなことばかりに取り組むことや書かれていること全てに取り組むことを意図していない。
- 県内単位民児協や市民児協において作成した活動強化方策に共通する内容や今後県内各地での取り組みが有効であると思われる内容をまとめ、県域の「方策(手段・方法)」を示したもの。

【計画の推進】

- 推進期間
全民児連において次期活動強化方策の策定を予定している令和9(2027)年度まで。

【基本目標】

共につなぎ支え合い 誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり

50

地域共生社会の実現に向けた 福島県版活動強化方策2021(令和4年3月策定)のポイント①

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

1. 連携強化

○自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動の連携を強化しよう。

2. つながりの強化

○近隣住民と疎遠になりがちな方を把握し、訪問などをして気にしていることを伝えよう。

3. 仕組みづくり

○自分たちが住む地域に関心を持ってもらうため、地域の課題を共に考える機会をつくらう。

○社協や行政と協働し「福祉委員、福祉協力員」等の制度をつくり、委員活動と連携しよう。

4. 子育て応援

○関係者と連携し、子どもの居場所づくり(こども食堂等)等地域全体で子育てを応援しよう。

地域共生社会の実現に向けた 福島県版活動強化方策2021(令和4年3月策定)のポイント②

重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

1. 関係づくり

○訪問カードやPRカード等を活用し、気にしていることを伝えよう。

○気になる世帯について、隣近所の人にも気にかけてもらうよう働きかけよう。

2. 連携・協働

○自治会・町内会、地域の団体、福祉委員等地域の協力者との連携を強化しよう。

3. 相談・支援、意見具申・提言

○生活課題の解決に必要な支援策や社会資源等について意見具申・提言をしよう。

4. 場づくり・見守り

○小中学校やスクールソーシャルワーカーとの定期的な情報共有の場をつくらう。

○不登校や学習支援が必要な子ども等の居場所づくりに積極的に協力しよう。

地域共生社会の実現に向けた 福島県版活動強化方策2021(令和4年3月策定)のポイント③

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

1. 周知・広報

○日頃訪問していない世帯へチラシ等を活用した訪問を行い活動内容の理解を広めよう。

2. 活動・機能強化、資質向上

○近隣地区を複数委員が担当、少人数が集まる機会を作るなど柔軟な仕組みをつくろう。

3. 後継者づくり

○地縁組織や学校関係者等幅広い関係者により構成される「推薦準備会」の設置を進めよう。

○民生委員・児童委員、主任児童委員候補者を育成する仕組みを作ろう。

4. 児童委員活動の推進

○県民児協で作成した「主任児童委員活動ハンドブック」を活用するなどして学び合おう。

民生委員のためのおすすめ書籍



発行：中央法規出版

資料 2

「民生委員・児童委員を 取り巻く状況」

～「困難な課題を抱える世帯の実態調査」から～

福島県保健福祉部社会福祉課
総括主幹 長谷川 勝則氏

ひと、ひと、
実現する
ふくしま

民生委員・児童委員を 取り巻く状況

～「困難な課題を抱える世帯の実態調査」から～

福島県 保健福祉部 社会福祉課

民生委員・児童委員とは

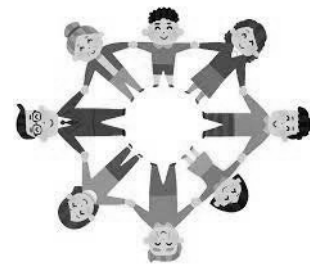
○民生委員

→民生委員法により設置が定められた
非常勤特別職の地方公務員

○児童委員

→児童福祉法により、民生委員が児童委員を
兼ねることとされている

適切な支援やサービスへの
「つなぎ役」



困難な課題を抱える世帯の実態調査

①調査目的

地域に潜在する様々な課題の実態把握

②調査対象地域

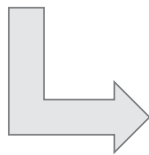
福島県全域

③調査対象

県内の民生委員・児童委員

④調査時期

令和4年6月～7月



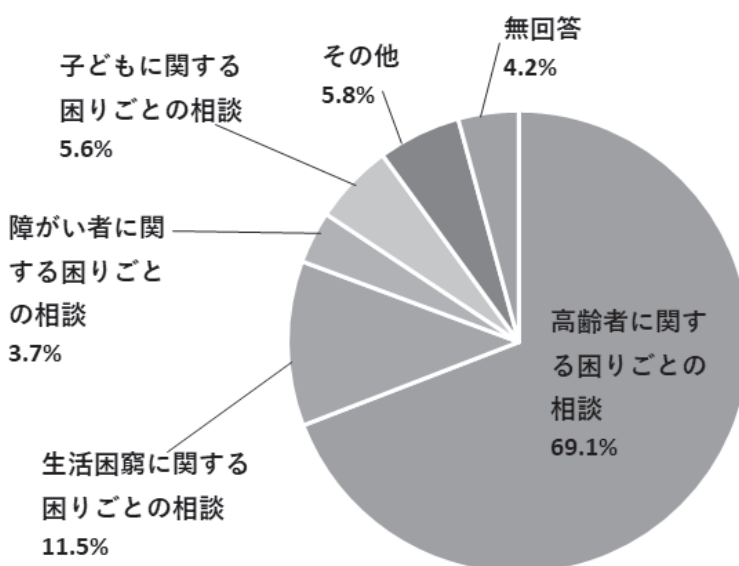
配布数:4,751名

回収数:3,206名(回収率67.5%)

2

相談内容について

どのような困りごと相談が多いか？



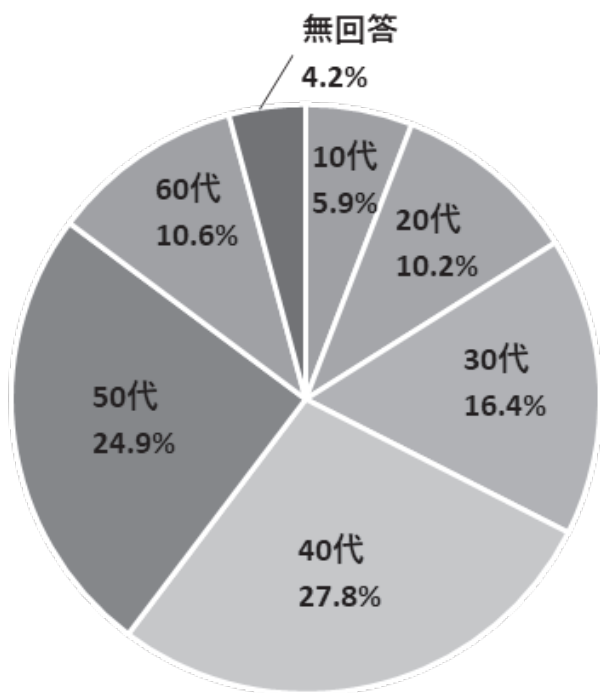
その他の内容

- ・相談を受けたことがない
- ・近所付き合い、近隣トラブル
- ・家庭内のトラブル
- ・ひとり暮らしに関する不安
- ・除雪に関する相談

3

ひきこもり状態やその疑いがある方について

該当者の年代別割合



該当者1,327名

うち男性:1,035名

女性: 285名

※ひきこもり…

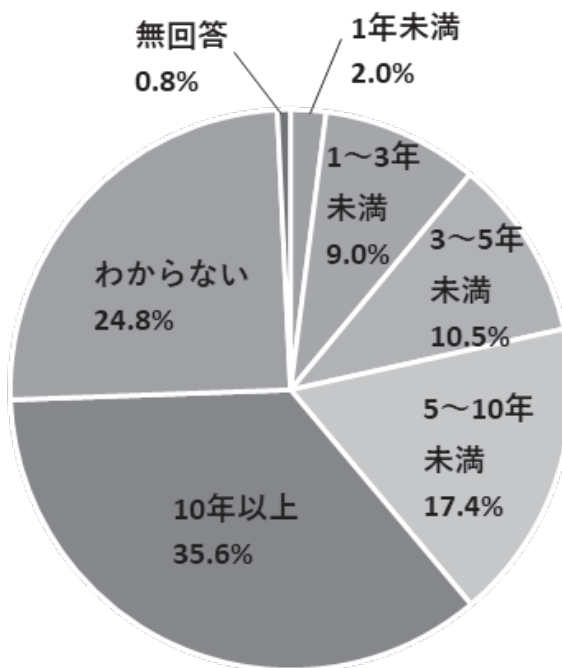
15歳から64歳までの者で、仕事や学校に行かず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこととしている。(時々買い物などで外出する方を含む)



4

ひきこもり状態やその疑いがある方について

該当者のひきこもりの期間



ひきこもりに至った経緯(わかる者)

- ・疾病、性格など本人の問題
- ・不登校
- ・仕事でのつまづき
- ・家族や家庭環境の問題
- ・就職できなかった

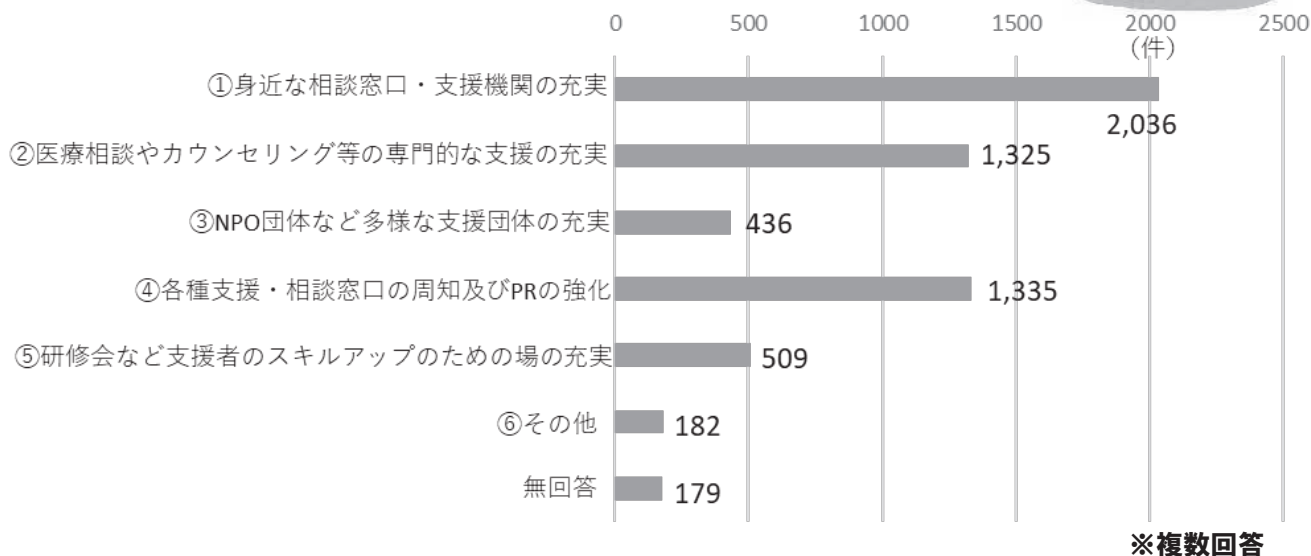
等



5

ひきこもり状態やその疑いがある方について

ひきこもり状態の方への支援策として必要なもの



6

複合的な課題を抱える世帯について

複合的な課題とは…

(例)

・8050問題

高齢の親と中高年のひきこもり状態の子が同居

・ダブルケア

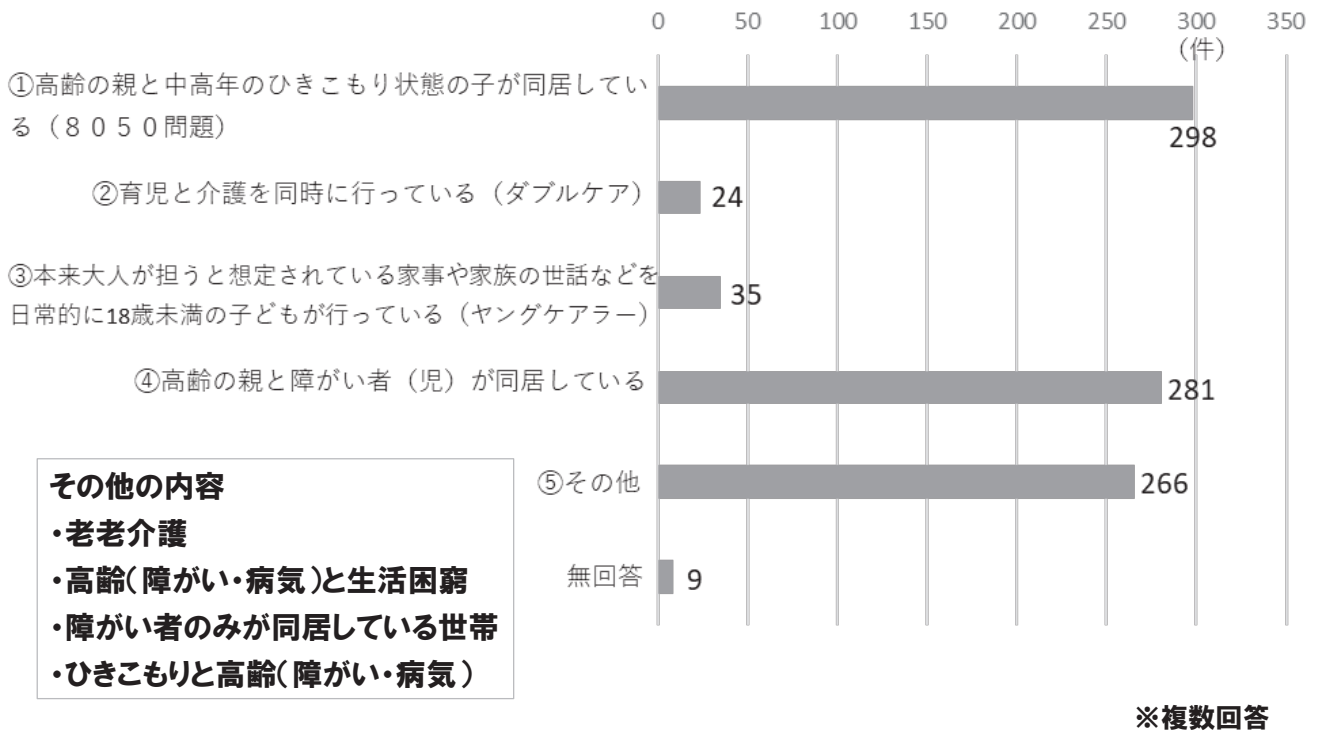
育児と介護を同時に行う

・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子ども

7

複合的な課題を抱える世帯について



その他の内容

- ・老老介護
- ・高齢(障がい・病気)と生活困窮
- ・障がい者のみが同居している世帯
- ・ひきこもりと高齢(障がい・病気)

8

「制度の狭間」にある困りごとを抱える世帯について

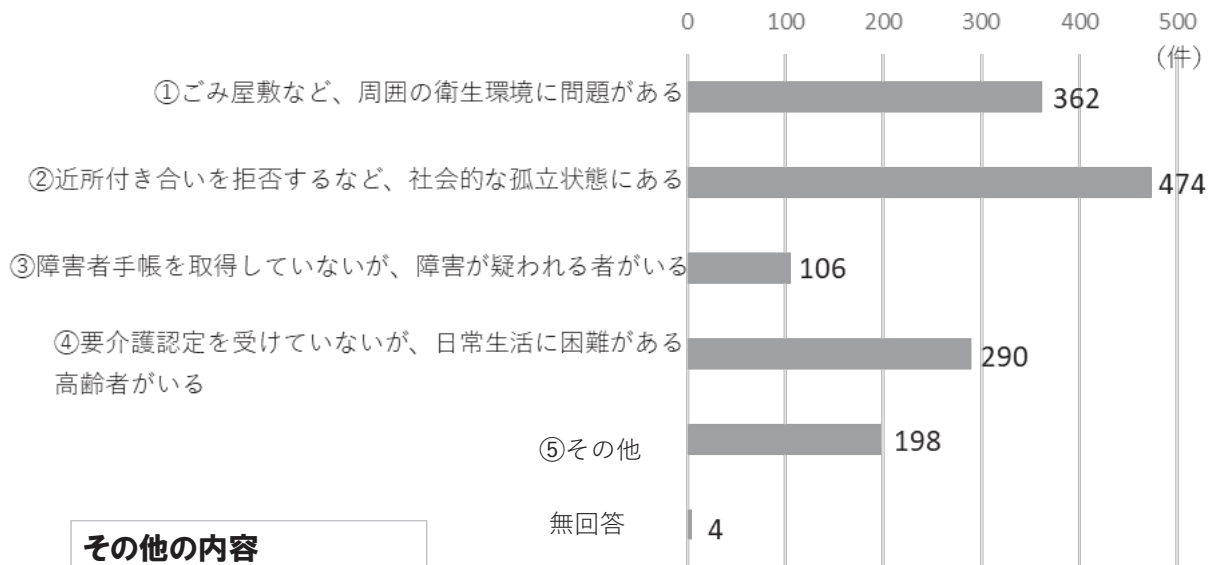
制度の狭間とは…

(例)

- ・ごみ屋敷
- ・社会的な孤立状態
- ・障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる
- ・要介護認定を受けていないが日常生活に困難を抱えている

9

「制度の狭間」にある困りごとを抱える世帯について



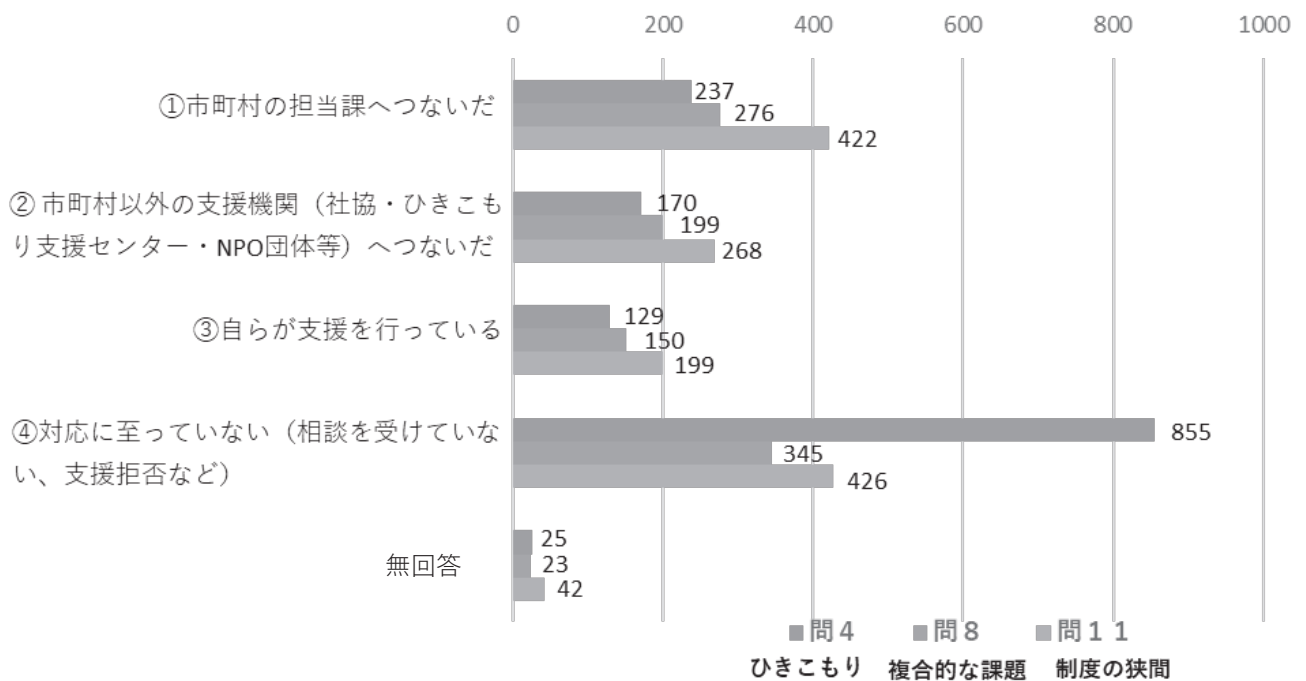
その他の内容

- ・空き家に関する問題
- ・近隣トラブル
- ・動物の多頭飼い

※複数回答

10

困りごとへの対応



※複数回答

11

見えてきた課題

- ・ひきこもりの長期化・高齢化
→課題を家族だけで抱え込まない対応
- ・ひきこもりへの必要な支援策
→関係する窓口や支援機関の連携により
相談につながりやすくする
- ・複合的な課題、「制度の狭間」
→適切な支援につなげる

12

相談窓口（一部抜粋）

おひとりで悩まずご相談ください

<相談窓口一覧>

～つらい、苦しい、生きづらさを感じる～

●こころの健康相談

相談先	こころの健康相談ダイヤル(精神保健福祉センター)
電話番号	0570-064-556
日時	月～金(祝日・年末年始を除く9:00～17:00、 18:30～22:00 ※夜間は民間団体対応)

●こころの病・不安・孤独・生きづらさ等

相談先	福島いのちの電話
電話番号	024-536-4343
日時	年中無休 10:00～22:00、 (毎月第3土曜日は22:00～翌日10:00も実施)

●自殺を考えるほどの苦しい思いをお聞きます

相談先	自殺予防いのちの電話
電話番号	0120-783-556
日時	毎月10日 8:00～翌朝8:00

13

相談窓口（一部抜粋）

～ひきこもりについて相談したい～

相談先	福島県ひきこもり相談支援センター
電話番号	024-539-8883
日時	火～土(祝日、年末年始を除く9:30～17:30)

～子どもたちがいじめ等の悩みを相談したいと思ったら～

●子どものための24時間電話相談

相談先	ふくしま24時間子どもSOS(福島県教育委員会)
電話番号	0120-916-024
日時	24時間 年中無休

●いじめや不登校、体罰などの相談

相談先	ダイヤルSOS(福島県教育センター)
電話番号	0120-453-141
日時	月～金(祝日、年末年始を除く10:00～17:00)

14

相談窓口（一部抜粋）

～高齢者・介護・認知症等について悩んでいる～

●高齢者やその家族が抱える悩みについての相談

相談先	福島県高齢者総合相談センター(福島県社会福祉協議会)
電話番号	024-524-2225
日時	月～木(祝日、年末年始を除く9:00～17:00) ※法律の専門相談は要予約

●認知症に関する相談

相談先	認知症コールセンター(福島県社会福祉協議会)
電話番号	024-522-1122
日時	【電話相談】月～金(祝日、年末年始を除く10:00～16:00) 【面接相談】月2回(第2木曜・第4金曜) 13:00～16:00(予約制) (祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

15

相談窓口（一部抜粋）

～障がいがあることにより悩んでいる～

●障がい者の福祉、就労、権利擁護等の諸問題に関する相談

相談先	障がい者110番(障がい者社会参加推進センター)
電話番号	024-563-5110
日時	月～金(祝日、年末年始を除く8:30～17:00)

●障がい者差別などの様々な相談

相談先	障がい者差別解消相談ダイヤル(福島県保健福祉部障がい福祉課)
電話番号	024-521-8740
日時	月～金(祝日、年末年始を除く8:30～17:15)

16

相談窓口（一部抜粋）

～生活に困っている、働きたくても働けない、住む所がない等～

●自立支援相談機関

お住まいの市	相談機関	相談窓口	電話番号
福島市	福島市	生活福祉課	024-525-3725
会津若松市	会津若松市	生活サポート相談窓口	0242-23-4800
郡山市	郡山市	自立支援相談窓口	024-924-3822
いわき市	社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会	生活・就労支援センター	0246-38-6500
白河市	白河市	社会福祉課	0248-22-1111 (内2713)
須賀川市	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	福祉まるごと相談窓口	0248-94-7091
喜多方市	社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会	喜多方市生活サポートセンター	0241-23-3231
相馬市	社会福祉法人 相馬市社会福祉協議会	相馬市生活サポート相談センター	0244-36-2015
二本松市	社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会	二本松市生活相談センター	0243-23-8262
田村市	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会	田村市生活サポートセンター	0247-68-3434
南相馬市	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	福祉総合相談センター (地域福祉課)	0244-24-3415 080-9072-2958
伊達市	伊達市	社会福祉課	024-575-1264
本宮市	社会福祉法人 本宮市社会福祉協議会	生活サポート相談センター	0243-33-2006
日時	月～金(祝日、年末年始を除く8:30～17:15)		

17

参考資料

福島県HP

- ・「**困難な課題を抱える世帯の実態調査**」の結果について

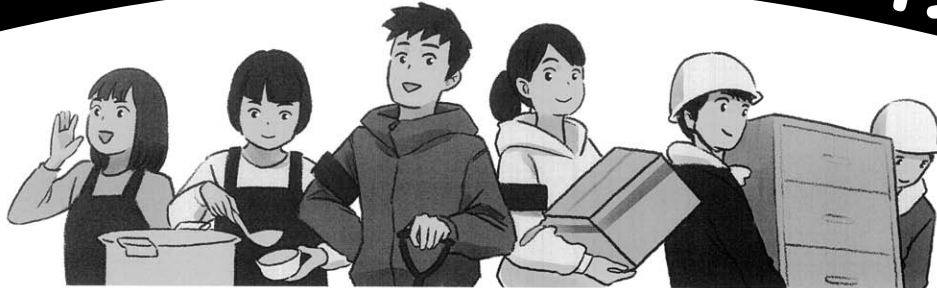
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/konannakadaiwokakaerusetainozittaityosa.html>

- ・**[孤独・孤立対策]おひとりで悩まずご相談ください**
(相談窓口一覧)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/ohitoridenayamazugosoudankudasai.html>

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)